

3 月号（486 号）

以下の設問において、X の請求は認められるか、論じなさい。

(1) 2021 年 1 月 1 日、A は、X との間で、A 所有の土地  $\alpha$  の売買契約をし（「第一譲渡」）、同日、X は A に代金を支払った。同年 2 月 1 日、A は、Y との間で、 $\alpha$  の売買契約をし（「第二譲渡」）、同日、Y は A に代金を支払い、A は Y に所有権移転登記をした。そこで、X は、Y に対し、所有権に基づく妨害排除請求権としての所有権移転登記手続請求をした。

(2) 「本件〔所有権移転登記抹消請求ノ件〕請求の原因は、X は明治 38 年 3 月 8 日其先代 A の隠居により家督相続を為し、係争地は其相続財産の一部なるに、其後明治 39 年 7 月 24 日 A に於て之を Y に贈与し、其登記を為したるを以て、之が抹消を求むと云ふに在りて、本件の請求は、隠居に因る家督相続に因り取得したる地所の所有権に基くものなること明かなり」（後掲変動原因無制限判決の原判決である東京控判明治 41・5・1 新聞 503 号 23 頁）。

(3) 「本件〔建物所有権確認請求ノ件〕ニ於テ、X ハ係争家屋ヲ前所有者 A ヨリ買受ケテ之ヲ所有スル事実ヲ主張シ、又、Y ハ自ラ之ヲ建築シテ所有スル事実ヲ主張シタ」（後掲第三者制限判決）。なお、未登記か、既登記か、登記がどこにあるかは、すべて不明である。

2月号（485号）

Xは、かねて自己所有の農地（「本件農地」）を担保として他から金融を得たいと念願していたところ、たまたまAと知り合いAに対しこれを依頼した。AはAで、Y会社から農機具等の商品をB会社名義で買い入れ、それらの商品の売り捌きによって自己の金融を得ようと図り、本件農地をY会社との取引に対する担保として用いようと企てていた。そして、1957年8月30日、本件農地を目的として、XとY会社との間に、商品取引契約に基づく根抵当権設定契約（債権元本極度額金165万円、債務者B会社。「本件根抵当権設定契約」）がなされ、同日、その旨の登記がなされた（「本件根抵当権設定登記」）。

その経緯を詳述する。まず、Xは、Aに対し、本件農地を担保に他から融資を受けることを依頼し、その手続についての代理権を授与した。そのさい、Xは、Aに、白紙委任状、印鑑証明書、権利証を交付した。そして、Aは、その白紙委任状の代理人欄に「A」と、代理権の範囲欄に「本件農地を目的とする、商品取引契約に基づく根抵当権設定契約（債権元本極度額金165万円、債務者B会社）」と、補充し、印鑑証明書、権利証とともに、Y会社九州営業所長Cに交付した。これを受けて、Cは、本件農地の現地調査を遂げ、Xとも面接し、本件農地に抵当権設定のうえ取引することとなることを告げた。それから数日後、前段落のとおり、本件根抵当権設定契約および登記がなされた（福岡高判昭和37・2・27判時302号20頁をベースとした）。

そこで、Xは、Y会社に対し、本件根抵当権設定登記の抹消登記手続請求をした。これに対し、Y会社は、どのような反論ができるか。

1月号（484号）

以下の設問について、ABC間またはDEF間の法律関係を説明しなさい。

**基本1** Aは、Bに対し、Aの名で、Aの計算で、A所有の動産甲<sup>きろ</sup>を売却する権限を授与した。そこで、Bは、Cに対し、Aの名であることを示して、甲を売却する契約をした。

**基本2** Aに無断で、Bは、Cに対し、Aの名であることを示して、甲を売却する契約をした。

- (1) その後、Aは、Bがした契約を追認した。
- (2) その後、Aは、Bに対し、甲を譲渡した。
- (3) その後、Aが死亡し、甲をBが単独相続した。
- (4) その後、Bが死亡し、甲をAが単独相続した。

**応用1** Dは、Eに対し、Eの名で、Dの計算で、D所有の動産西<sup>とり</sup>を売却する権限を授与した。そこで、Eは、Fに対し、Eの名で、西を売却する契約をした。

**応用2** Dに無断で、Eは、Fに対し、Eの名で、西を売却する契約をした。

- (5) その後、Dは、Eがした処分を追認した。
- (6) その後、Dは、Eに対し、西を譲渡した。
- (7) その後、Dが死亡し、西をEが単独相続した。
- (8) その後、Eが死亡し、西をDが単独相続した。

12月号（483号）

以下の設問について、ABC間またはDEF間の法律関係を説明しなさい。

**基本1** Aは、Bに対し、Aの名で、Aの計算で、A所有の動産甲<sup>きろ</sup>を売却する権限を授与した。そこで、Bは、Cに対し、Aの名であることを示して、甲を売却する契約をした。

**基本2** Aに無断で、Bは、Cに対し、Aの名であることを示して、甲を売却する契約をした。

**応用1** Dは、Eに対し、Eの名で、Dの計算で、D所有の動産西<sup>とり</sup>を売却する権限を授与した。そこで、Eは、Fに対し、Eの名で、西を売却する契約をした。

**応用2** Dに無断で、Eは、Fに対し、Eの名で、西を売却する契約をした。

11 月号（482 号）

1 売主 A と買主 B は、鉛筆を 1 グロス売り買いした。A または B は、錯誤を理由に、その意思表示を取り消すことができるか。なお、1 グロスは 12 ダースである。

(1) A は 1 グロスを 10 ダース、B は 1 グロスを 12 ダースの意味で理解していた。

(2) A は 1 グロスを 12 ダース、B は 1 グロスを 14 ダースの意味で理解していた。

2 売主 B と買主 A は、ある屏風を売買した。A または B は、錯誤を理由に、その意思表示を取り消すことができるか。

(3) A は、俵屋宗達作の風神雷神図（「辰」）を買おうと思っていたが、「緒方光琳作の風神雷神図（「巳」）を買おう」と言ってしまった。

(4) A は、そこにあった辰を巳だと思って、「巳を買おう」と言った。

(5) A は、そこにあった風神雷神図を俵屋宗達作だと思って、「そこにあった風神雷神図を買おう」と言ったが、実は緒方光琳作だった。

(6) A は、そこにあった風神雷神図を真作だと思って、「そこにあった風神雷神図を買おう」と言ったが、実は贋作だった。

(7) A は、辰を \$ 100 万で買おうと思っていたが、「£ 100 万で買おう」と言ってしまった。

(8) A は、辰を \$ 100 万で買おうと思っていたが、\$ と £ が同じ価値だと思って、「£ 100 万で買おう」と言った。

(9) A は、B を C だと思って、「C」と言った（この設問のみ、売主は C となる）。

(10) B は、A を D だと思って、「D」と言った（この設問のみ、買主は D となる）。

(11) A は、B を年収 10 億円の大企業の代表取締役社長だと思っていたが、実は月収 10 万円のパート従業員だった。

(12) B は、A を年収 10 億円の大企業の代表取締役社長だと思っていたが、実は月収 10 万円のパート従業員だった。

3 A は、錯誤を理由に、その意思表示を取り消すことができるか。

(13) A は、地下鉄の駅ができると思い違い（誤解）をして、「地下鉄の駅ができるから、付近の土地（「午」。時価 4000 万円）を 5000 万円で買う」と言って、買った。

(14) A は、自分の子の婚約が破棄されているのを知らないで、「自分の子の結婚を祝うため、8K テレビ（「未」。時価 50 万円）を 50 万円で買う」と言って、買った。

10月号（481号）

A は、錯誤を理由に、その意思表示を取り消すことができるか。

(1) A は、その絵を真作だと思って、「その絵を買う」と言って、買った。しかし、その絵は贋作だった。

(2) A は、「友人の結婚を祝うため、ブライダル商品を買う」と言って、買った。しかし、その友人の結婚はすでに破談になっていた。

9月号（480号）

1 売主Aと買主Bは、鉛筆を1 gross 売り買いした。AまたはBは、どのような種類の錯誤におちいつているか。なお、1 grossは12ダースである。

(1) Aは1 grossを10ダース、Bは1 grossを12ダースの意味で理解していた。

(2) Aは1 grossを12ダース、Bは1 grossを14ダースの意味で理解していた。

2 売主Bと買主Aは、ある屏風を売買した。AまたはBは、どのような種類の錯誤におちいつているか。

(3) Aは、俵屋宗達作の風神雷神図（「辰」）を買おうと思っていたが、「緒方光琳作の風神雷神図（「巳」）を買おう」と言ってしまった。

(4) Aは、そこにあった辰を巳だと思って、「巳を買おう」と言った。

(5) Aは、そこにあった風神雷神図を俵屋宗達作だと思って、「そこにあった風神雷神図を買おう」と言ったが、実は緒方光琳作だった。

(6) Aは、そこにあった風神雷神図を真作だと思って、「そこにあった風神雷神図を買おう」と言ったが、実は贋作だった。

(7) Aは、辰を\$100万で買おうと思っていたが、「£100万で買おう」と言ってしまった。

(8) Aは、辰を\$100万で買おうと思っていたが、\$と£が同じ価値だと思って、「£100万で買おう」と言った。

(9) Aは、BをCだと思って、「C」と言った（この設問のみ、売主はCとなる）。

(10) Bは、AをDだと思って、「D」と言った（この設問のみ、買主はDとなる）。

(11) Aは、Bを年収10億円の大企業の代表取締役社長だと思っていたが、実は月収10万円のパート従業員だった。

(12) Bは、Aを年収10億円の大企業の代表取締役社長だと思っていたが、実は月収10万円のパート従業員だった。

3 Aは、どのような種類の錯誤におちいつているか。

(13) Aは、地下鉄の駅ができると思い違い（誤解）をして、「地下鉄の駅ができるから、付近の土地（「午」。時価4000万円）を5000万円で買う」と言って、買った。

(14) Aは、自分の子の婚約が破棄されているのを知らないで、「自分の子の結婚を祝うため、8Kテレビ（「未」。時価50万円）を50万円で買う」と言って、買った。

8月号（479号）

(1)～(7)において、契約は成立しているか。そうだとすれば、どのような内容の契約が成立しているか。なお、1グロスは12ダースである。

(1) AはBに対し「鉛筆を12ダース売る」旨の意思表示をし、BはAに対し「鉛筆を12ダース買う」旨の意思表示をした。

(2) AはBに対し「鉛筆を10ダース売る」旨の意思表示をし、BはAに対し「鉛筆を14ダース買う」旨の意思表示をした。

(3) AはBに対し「鉛筆を1グロス売る」旨の意思表示をし、BはAに対し「鉛筆を1グロス買う」旨の意思表示をした。そして、Aは1グロスを12ダースの意味で理解し、Bも1グロスを12ダースの意味で理解していた。

(4) (3)において、Aは1グロスを10ダースの意味で理解し、Bは1グロスを12ダースの意味で理解していた。

(5) (3)において、Aは1グロスを12ダースの意味で理解し、Bは1グロスを14ダースの意味で理解していた。

(6) (3)において、Aは1グロスを10ダースの意味で理解し、Bも1グロスを10ダースの意味で理解していた。

(7) (3)において、Aは1グロスを10ダースの意味で理解し、Bは1グロスを14ダースの意味で理解していた。

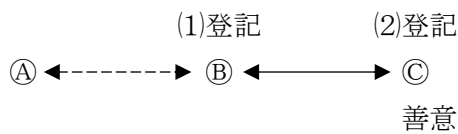


7月号（478号）

**基本**

(1) A は、B と通じて、A 所有の土地<sup>とら</sup>寅を B に売る旨の虚偽の契約をし、その登記も移転した。上記の虚偽表示の効果を説明しなさい。

(2) (1)の後、B は、寅を(1)の事実について善意の C に売る旨の契約をし、その登記も移転した。上記の虚偽表示の効果を説明しなさい。



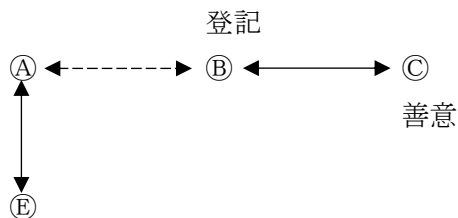
**応用 1**

(1) A は、B と通じて、A 所有の土地寅を B に売る旨の虚偽の契約をし、その登記も移転した。

(2) (1)の後、B は、寅を(1)の事実について善意の C に売る旨の契約をした。

(3) (1)の後、A は、寅を(1)の事実を告げて E に売る旨の契約をした。

なお、(2)と(3)は順不同である。(1)の虚偽表示の効果を説明しなさい。



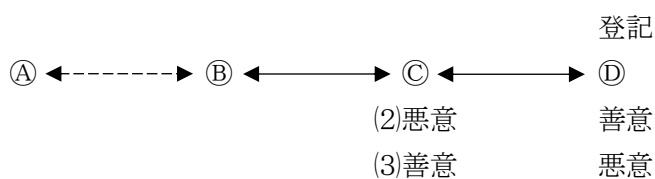
**応用 2**

(1) A は、B と通じて、A 所有の土地寅を B に売る旨の虚偽の契約をし、その登記も移転した。

(2) (1)の後、B は寅を悪意の C に売る旨の契約をし、さらに、C は寅を善意の D に売る旨の契約をし、それぞれ、その登記も移転した。

(3) (1)の後、B は寅を善意の C に売る旨の契約をし、さらに、C は寅を悪意の D に売る旨の契約をし、それぞれ、その登記も移転した。

なお、(2)と(3)は別問題である。(1)の虚偽表示の効果を説明しなさい。



6月号（477号）

以下の(1)～(6)の後、Bは、自分が所有すると言って、(1)では子を、(2)～(5)では寅を、(6)では寅&辰を、A・B間で行われたことについて何も知らないCに売った。

(1) Aは、先祖伝来の「子」という壺をBに売る旨の契約をし、その占有も移転した。しかし、その内心では、ガラクタ市で買ってきた「丑」という壺を売ろうと思っていた。そして、Aは、Bと通じて、以上のことを思って、以上のことを行った。

(2) Aは、日当たりのよい「寅」という土地をBに売る旨の契約をし、その登記も移転した。しかし、その内心では、日当たりの悪い「卯」という土地を売ろうと思っていた。そして、Aは、Bと通じて、以上のことを思って、以上のことを行った。

(3) Aは、寅をBに売ろうと思っておらず、また、寅をBに売る旨の契約をしなくて、しかし、Bの承諾を得て、その登記を移転した。

(4) Aは、寅をBに売ろうと思っておらず、また、寅をBに売る旨の契約をしなくて、しかし、Bの承諾を得ず、Bに無断で、その登記を移転した。

(5) Bは、Aの承認を得ず、Aに無断で、自己に寅の登記を移転した。その4日後、Bは寅をCに売った。

(6) Bは、Aの承認を得ず、Aに無断で、自己に寅および寅上の「辰」という建物の登記を移転した。その4年後、Bは寅&辰をCに売った。

その経緯は以下のとおり。

Aは1952年11月に寅&辰を買って所有権取得登記を経由し、小料理屋を開業した。

Aは1951年暮れ頃からBの妾になり、寅&辰の買受けについてもBから相当額の援助を受けたが、その後Aが他の男性と情を通じているとの噂に心を動かされたBは、勝手に持ち出したAの実印や権利証を使用して、寅&辰につき、1953年6月4日にAからBへの売買を原因とする不実の所有権移転登記を経由した。この事実は翌5日にAの知るところとなり、Bは自己の非を認めたので、Aの登記名義を回復する手続きをとるため、両者同道して司法書士の事務所を訪ねたが、諸費用として約2万8000円を必要とすることが分かり、当時その捻出が困難であったので、将来適当の機会を見て登記手続を実行することとしてその場は見送った。

そのうち、1954年7月に両名は婚姻の届出をして夫婦となり、1956年6月頃からは継続して同居するようになった関係もあって、寅&辰の登記名義は変更せられないまま年月が過ぎ、同年11月にAが銀行と元本80万円の貸付契約を締結した際にも、寅&辰についてはB名義のまま、Bを担保提供者として抵当権設定登記がされている。

AとBとの関係はその後破綻し、1957年8月19日にBからAに対し離婚の訴えが提起されたので、Aも同月30日（1957年8月30日）にBに対し寅&辰の所有権移転登記の抹消登記手続を求める訴えを提起したが、Bは翌月26日（1957年9月26日）にCとの間で寅&辰の売買契約を締結し、翌27日Cに対する所有権移転登記を経由してしまった（横山長「判解」（後掲最判昭和45・9・22）の「事案」に必要な改変を加え、抜き書きした）。

5月号（476号）

**設問1** AとBは、H大学の法学部生で、サークルの先輩後輩の間柄であった。4年生のAは、卒業に必要な単位をほぼ修得し終え、持っていた六法（平成29年版）（「 $\alpha$ 」）が要らなくなったので、1年生のBに対し、「 $\alpha$ を500円で売ろうか」と言った。Bは、教員Sが明日の授業に六法を持ってきなさいと言っていたことを思い出し、これは好都合だと思って、Aに対し、「そうしましょう。 $\alpha$ を500円で買しましょう」と言った。

Aの意思表示の構造を分析しなさい。

**設問2** Aは、1963年2月頃、長崎市内のキャバレーでホステスとして働いていたBと知り合って、同年6月頃から、同人と肉体関係を結び、同年12月末、福岡市内において賃借したアパートで同棲生活を始めたが、Bには夫があり、Aもこのことを知っていたから、互いに婚姻する意思はなかった。

この同棲生活はAがCと結婚式を挙げた1968年2月3日の朝まで継続したが、Bは前年大晦日Aから自分には結納を取り交わした相手があって、近く結婚することになっているので、別れて欲しい旨打ち明けられて、これを納得していたところ、結婚式の前日である1968年2月2日夜、Aが福岡市内のアパートから結婚式場のある小倉に出かけようとした際、Bは突然泣きわめき、Aに対して結婚式場に行く代わりに、Bに2000万円を支払う旨記載した書面を書くよう要求した。Aは明日に迫った結婚式に出席するためやむなく、書面を書くことですむものならばその金額がいくらであろうとそれにこだわる必要はないと考えBの言うままに「Bと別れるに際しまして私が今後自力で稼ぎました金額の内から将来金2000万円を支払います。」と記載した念書を作成し、これをBに交付した。

なお、Aは、Bとの同棲生活を解消するためとくに金員を支払う意思はなく、また、Aは、当時一介のサラリーマンであって、その収入からして将来2000万円という金員をBに支払えるとは考えていなかった。ところで、1968年当時のサラリーマンの平均年収は63.5万円であった（『賃金センサス（昭和43年）』参照）。

BがAに対して2000万円の支払を求めたのに対して、Aはどのような反論ができるか。

**設問3** Aは、先祖伝来の「子（ね）」という壺をBに贈る旨の契約書を作成し、しかし、その意中には、ガラクタ市で買ってきた「丑（うし）」という壺を贈ろうと思っていた。そして、Bはこのことを知っていた。

**設問4** Aは、Bと通じて、**設問3**と同じことを思って、同じことを行った。

4 月号（475 号）

**基本** A と B は、H 大学の法学部生で、サークルの先輩後輩の間柄であった。4 年生の A は、卒業に必要な単位をほぼ修得し終え、持っていた六法（平成 29 年版）（「 $\alpha$ 」）が要らなくなったので、1 年生の B に対し、「 $\alpha$  を 500 円で売ろうか」と言った。B は、教員 S が明日の授業に六法を持ってきなさいと言っていたことを思い出し、これは好都合だと思って、A に対し、「そうしましょう。 $\alpha$  を 500 円で買いましょう」と言った。上記売買契約の成立要件と効果を挙げなさい。

**応用** Y は、2006 年 3 月 22 日以降、その住居に、X（日本放送協会〔NHK〕）の衛星系によるテレビジョン放送を受信することのできるカラーテレビジョン受信設備を設置している。X は、2011 年 9 月 21 日到達の書面により、Y に対し、受信契約の申込みをしたが、Y は、この申込みに対して承諾をしていない。

X は、Y に対し、Y は放送法 64 条 1 項（「協会の標準放送……を受信することのできる受信設備を設置した者は、協会とその放送の受信についての契約をしなければならない。」）に基づき X からの受信契約の申込みを承諾する義務があると主張して、当該承諾の意思表示をするよう求めるとともに、これにより成立する受信契約に基づく受信料として、受信設備設置の月の翌月である 2006 年 4 月分から 2014 年 1 月分までの受信料合計 21 万 5640 円の支払を求めた。

上記受信契約の成立要件を挙げなさい。